平成２８年（フ）第２２７号
横浜市瀬谷区瀬谷５丁目14番地９　ハイム芝本203号
破産者　北澤伸二郎
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５９号
横浜市南区浦舟町４丁目50番地４　パティオ富貴402号
破産者　草柳　　武
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７号
長野県松本市村井町西２丁目10番７号
破産者　青木富登士（旧姓宗）
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２３０号
愛知県蒲郡市三谷町東５丁目278番地
破産者　星野　友宏
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第５１５７号
大阪市阿倍野区西田辺町１丁目４番８－1103号
破産者　番場　俊光
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６５２号
大阪市東成区大今里４－18－17　シャルマンコーポ１階101号室、開始決定時大阪市淀川区東三国６丁目１番30－1008号
破産者　安保　幸子
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３２３号
大阪府吹田市垂水町２－４－37－405、住民票上の住所大阪府吹田市垂水町１丁目27番21号
破産者　沖野　和彦
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９３６号
大阪府東大阪市池島町８丁目２番43号　プラティア池島
破産者　三宮　一光
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６２１号
大阪市東成区中道３丁目10番14号エムハイム鹿島405号、開始決定時大阪市東成区中道３丁目２番28号
破産者　桑島　節子（旧姓青木）
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２９１号
大阪府守口市外島町２番１－805号、前住所大阪府守口市八雲北町３丁目11番15－303号
破産者　山根　雄司
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３２６号
大阪府東大阪市中石切町３丁目８番52号
破産者　藪岡　秀夫
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５２０号
大阪府東大阪市花園西町１丁目２番20－305号
破産者　藤田　智子
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９４１号
大阪府高石市高師浜３丁目３番13号
破産者　上原　和人
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１４３号
大阪市淀川区西三国１丁目６番41－705号、住民票上の住所大阪市東淀川区上新庄１丁目５番10号　ウッズフィールドⅡ　201号
破産者　栗山　蘭丸
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２４５号
大阪市鶴見区茨田大宮２丁目２番２号102
破産者　岸田　智浩
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３７４号
大阪府八尾市久宝寺１丁目２番56号
破産者　岩元　雅史
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８３号
大阪府東大阪市若江南町２丁目７番５号
破産者　谷口　　弘
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５９号
大阪府摂津市鳥飼野々２丁目２番２－502号
破産者　筒井　孝介
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６１５号
大阪府門真市本町28番６号
破産者　萩　　浩俊
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部